

中国四国米粉食品普及推進協議会規約

(名称)

第1条 この活動組織は、中国四国米粉食品普及推進協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(目的)

第2条 協議会は、中国四国地域において、米の新たな需要拡大につながる「米粉食品」の普及推進を行うことによって、地産地消の推進・地域産業の振興を図ることを目的とする。

2 米の新たな需要拡大につながる観点から、この場合の「米粉食品」には、米穀をピューレ状・ゼリー状等に加工したものを含むものとする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換を行うための事業。
- (2) 米粉食品の普及・啓発を行うための事業。
- (3) 米粉食品の新規開発に関する調査・研究に関する情報提供。
- (4) その他、協議会の目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する中国四国地域に在住（所在）の個人及び法人・団体とする。ただし、中国四国地域以外に在住（所在）する個人及び法人・団体であっても、会長の承認を得て会員として参加できるものとする。

2 協議会の会員は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 協議会の目的に賛同し、入会登録を行った個人及び法人等で、総会における議決権を有するもの。
- (2) 団体会員 協議会の目的に賛同し、入会登録を行った米粉の普及促進を目的として組織された団体で、総会における議決権を有するもの。

(入会)

第5条 協議会に会員として入会する者は、別紙1「入会（会員登録）申込書」により一般会員又は団体会員と区分の上、会長（事務局宛て）に提出し、登録を受けなければならない。

ただし、団体会員については、構成員名簿の写しを添付すること。

(会計)

第6条 本会の運営は会費制では行わず、事業を実施する毎に協議する。

(退会又は登録の変更)

第7条 退会又は会員登録の変更を行う場合は、別紙2「退会・登録変更届出書」を会長（事務局宛て）に提出するものとする。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 個人で入会した会員の場合、本人が死亡したとき。

(2) 法人及び団体で入会した会員の場合、当該法人及び団体が解散したとき。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

(1) この規約その他の規則に違反したとき。

(2) この協議会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(役員及び役員の選出)

第9条 協議会の役員として、会長、副会長、理事及び監査役を次のとおり置く。

2 会長は、理事の中から1名を互選する。

3 副会長は、理事の中から会長が1名を指名する。

4 理事は、総会において会員から9名程度選任する。

5 監査役は、総会において会員から2名選任する。

(役員の任務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

4 監査役は、協議会の業務及び会計の状況を監査する。

5 役員の任期は2年とし、再選は妨げない。

(総会)

第11条 総会は、毎事業年度当初に会長が召集し、次の事項について会員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数をもって議決する。

ただし、総会に出席できない会員は、委任状を協議会に提出することにより議決権を行使することができる。

(1) 規約の制定、変更及び改廃。

(2) 協議会の事業の計画、執行に関する事項。

(3) 役員の選任。

(4) その他理事会において必要と認めた事項。

(理事会)

第 12 条 理事会は、会長が招集し、次の事項について審議決定する。

- (1) 総会により委託された事項。
- (2) 会務の計画、執行に関する事項。
- (3) 総会に提出する議案。
- (4) その他会長が必要と認めた事項。

2 参集が困難な場合においては、書面の送付をもって、上記の事項を審議決定する。

(会計)

第 13 条 協議会の運営に必要な経費は、会費、寄付及びその他収入をもって充てる。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務局は、会長在籍住所内に置く。

(事業年度)

第 15 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(雑則)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項については、会長が別途定める。

(附則)

この規約は令和 7 年 7 月 22 日から施行する。

規約施行：平成 17 年 1 月 19 日

一部改正：平成 18 年 3 月 7 日

一部改正：平成 27 年 6 月 30 日

一部改正：平成 30 年 7 月 27 日

一部改正：令和 7 年 7 月 22 日